

## 社会福祉法人函館杉の子園奨学金返済金支援規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人函館杉の子園(以下「当法人」という)の理念及び活動の方針を理解し、法人の経営する、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園・保育所(以下・園という)に勤務する保育教諭、保育士育成するための奨学金返済に資するため、奨学金返済金支給制度を設け、その制度について必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学金返済金支給者の資格対象)

第2条 奨学金返済金支給者(以下「支給者」という)は、幼稚園教諭免許及び保育士資格取得見込み者であって当法人が運営する園に常勤の保育士として勤務を希望する者を対象とする。

### (支給者の義務)

第3条 支給者は以下の義務を負うものとする

- (1) 当法人の理念及び活動方針を理解するとともに、4年間当法人の園で働く意欲を持つ者とする。
- (2) 返済金は奨学金の返済以外に使用してはならない。奨学金の返済状況の報告を求められた場合には、これに答えなければならない。

### (申請)

第4条 本規定による奨学金の返済資金を受けようとする者は、7月末日までに大学に届け出て、別記第1様式の奨学金返済支給申請書に次に掲げる書類を添え、養成校卒業年度の9月末までに当法人に提出しなければならない。

- (1) 履歴書(写真貼り)
- (2) 養成校長の推薦書
- (3) 養成校卒業見込証明書・成績証明書
- (4) 社会福祉法人函館杉の子園で4年以上就労する誓約書

### (選考等)

第5条 支給希望者が提出する第4条の書類選考と当法人の行う面接採用試験に合格

することより支給を決定する。

金額 月額2万円

期間 4年間

支給者 若千名

支給金は、毎月の給与に加算しこれを返済に充てるものとする。

(支給者の辞退)

第6条 当法人で勤務してる間は、4年間、月額2万円を支給するが、4年を経ずして、自己都合により退職した場合は、月額2万円の支給を停止する。理事長の認める特別な事情による中途退職の場合、1年以上勤務のときは、それまで受け取ってきた支給金の返済は求めない。

2 1年を過ぎずに退職した場合は、支給月から遡って支給金の全額を返済するものとする。

第7条 本規定に定めのない事案が発生した場合は当事者間で協議を行ったうえ理事長が判断する。

附 則

この規定は、令和 2年 4月 1日より施行する。

令和2年4月1日  
社会福祉法人函館杉の子園  
理事長 長谷川 雅昭

## 令和3年度奨学金返済金支給者募集要項

社会福祉法人 函館杉の子園は、保育園等で働く保育士等を養成するため奨学金の返済への一助としての奨学金返済金支給制度に基づく支給者の募集を行います。

この制度は、当社福が4年間で96万円を支給することにより借用した奨学金の返済を容易にする事を目的とします。

1. 奨学金の返済金の支給を希望する方は、下記の書類を期日までに当法人へ提出する。

- (1) 奨学金返済金支給申請書(別記様式1)
- (2) 履歴書(写真添付)
- (3) 養成校長の推薦書
- (4) 養成校卒業見込証明書・成績証明書
- (5) 社福函館杉の子園で4年以上就労する誓約書(別記様式2)

2. 申請日時

令和2年11月30日(月)まで

3. 奨学金返済金支給者の決定

奨学金返済金支給者の決定は、上記の書類による選考と面接採用試験で決定します。

4. 人数

若干名

※ 新卒の学生のみで、過年度の卒業生は対象になりません。

別記様式 1

令和 年 月 日

社会福祉法人 函館杉の子園  
理事長 殿

住 所 〒

氏 名

電話番号

## 奨学金返済金支給申請書

私は、貴法人の理念・活動方針に賛同し貴施設の就労を希望し、

奨学金返済金の支給を受けたいので申込みます。

令和 年 月 日

氏 名

⑩

年 齢

住 所

出身大学名

( 年 卒)

### 提出書類

1. 奨学金返済金支給申請書
2. 履歴書(写真添付)
3. 養成校長の推薦書
4. 養成校卒業見込証明書・成績証明書
5. 社福函館杉の子園で4年以上就労する誓約書(別記様式 2)

※ 新卒の学生のみで過年度の卒業生は対象になりません。

別記様式 2

令和 年 月 日

社会福祉法人 函館杉の子園  
理事長 殿

## 就 労 誓 約 書

私は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

貴法人の理念・活動方針に基づき就労することを、御誓い申し上げます。

令和 年 月 日

氏 名

印